

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会職員自主研修助成要項

(目的)

第1条 この要項は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会の正職員及び常勤職員が、自らの意志により個別に行う自主的研修で、知識と技能を身につけるなど、職員の資質の向上を図るための研修に対する助成について必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第2条 助成の対象となる研修は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長が指定する資格取得にかかる養成課程(通信教育に限る)
- (2) 会長が指定する資格取得のための検定試験等

(助成金)

第3条 助成金の対象者及び助成基準は、次の表のとおりとする。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りではない。

種類	助成対象者	助成基準
養成課程受講料助成金	通信教育受講者	申請者自らが教育訓練施設に対して支払った入学金及び受講料(実習料を含む)の4/5以内
受験費用助成金	検定試験等受験者	検定試験等受験料の4/5以内

2 養成課程受講料助成金については、申請により、必要経費の全額を概算払いできるものとし、概算払いを受けた者は、助成基準に基づき助成金の精算を行うものとする。

(申請)

第4条 前条の規定に基づき助成を受けようとする者は、自主研修助成金申請書(様式第1号)に必要書類を添えて会長へ提出しなければならない。

2 同一職員による同一内容の申請は一回限りとする。

3 前条第2項の規定に基づく助成金の概算払いを受けようとする者は、自主研修助成金概算払申請書(様式第1号の2)に必要書類を添えて会長へ提出しなければならない。また、概算払いの決定を受けた者は、決定を受けた日から1年以内に、自主研修助成金申請書(様式第1号)を提出するとともに差額の精算を行わなければならない。

(決定)

第5条 会長は、自主研修助成金申請書または自主研修助成金概算払申請書の提出があった場合は、その内容によって助成の可否を決定し、その結果を自主研修助成金(可・否)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(助成)

第6条 第3条に規定する助成金は、前条の決定の後支給するものとする。

(返 還)

第7条 通信教育の受講者は、通信教育の在籍期間中に当該受講コースが未修了のため除籍されたときは、助成金の半額を返還しなければならない。

(委 任)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この要項は、平成21年4月1日から施行する。ただし第2条及び第3条の規定は平成20年4月1日以降の実施分から適用する。
- 2 この要項は、令和4年2月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

自主研修助成金申請書

提出日 年 月 日

社会福祉
法人 神栖市社会福祉協議会長 様

所属 _____

職名 _____

氏名 _____ 印

下記の通信教育を受講したいので、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会職員自主研修助成要項第4条の規定により助成されるよう申請します。

記

1 通信教育(受験)
の内容

.....
(通信教育の場合)養成機関名:

2 受講(受験)期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

3 申請金額

	円
(内訳) 入学金	円
受講料	円
実習料	円
小計	円 × 4 / 5 = 円
受験費用	円 × 4 / 5 = 円
概算払額	円
精算金額	円

4 添付書類

- ・支出を証明する書類(領収書、払込依頼書)
- ・(養成課程受講料助成金の場合)養成課程入学を証明する書類
- ・(受験費用助成金の場合)取得資格を証明する書類(登録証、免許書等)

様式第1号の2(第4条関係)

自主研修助成金概算払申請書

提出日 年 月 日

社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会長 様

所属 _____

職名 _____

氏名 _____ 印

下記の通信教育を受講したいので、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会職員自主研修助成要項第4条第3項の規定により助成(概算払い)されるよう申請します。

記

1 通信教育の内容
(予定) _____

(通信教育の場合)養成機関名: _____

2 受講(予定)期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

3 申請金額 _____ 円
(内訳) 入学金 _____ 円
受講料 _____ 円
実習料 _____ 円
その他 _____ 円 (内容: _____)
計 _____ 円

4 精算方法の希望 現金精算 給与からの引落 賞与からの引落

5 添付書類
・養成課程入学申込書等の写し
・支出内容がわかる書類(募集要項、経費見積書等)